

くしろしつげん

居村

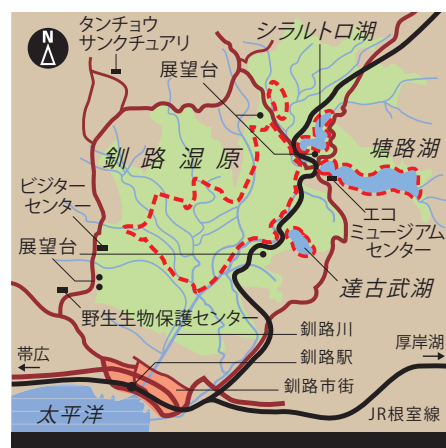
〔保護の制度〕国指定鳥獣保護区特別保護地
区、国立公園特別保護地区および特別地域
〔国際登録基準〕1、2、3



①細岡展望台から見た釧路湿原

釧路湿原は、北海道東部、釧路市の北に広がる2万2,000haの日本最大の湿原であり、そのうち7,863haがラムサール条約に登録されている。かつて海だったが、海が後退し、太平洋との開口部に砂嘴が発達するにつれ汽水湖となり、3,000年ほど前から砂嘴の内側の湖底に泥炭の蓄積がはじまり、次第に今のような湿原が形づくられた。東、北、西をぐるりと丘陵に囲まれ、釧路川、久著呂川、雪裡川などが大きく蛇行しながら流れ込み、その支流が湿原を網の目のように走っている。湿原の東側にはシラルト口湖、塘路湖、達古武湖の3

国内の他地域では既に失われてしまっている平野部の原始的な自然環境が保存されており、自然性の高い広大な水平的景観は、他に類例のない特異な景観となっている。



②キラコタン岬



③タンチョウの親子

高層湿原にはトキソウ、サワラン、ホロムイソウなど、湖沼群にはセキショウモ、タヌキモ、ネムロコウホネ、ミツガシワなど、さまざまな植物が生育している。氷河期の残存種といわれるクシロハナシノブは、この地方の固有種である。

野生動物も、哺乳類約39種、鳥類約200種と生物相豊かで、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウやオジロワシ、オオワシなども見られる。日本最大の淡水魚であるイトウ、エゾカオジ

ロトンボ、キタサンショウウオの生息地でもある。

日本では主に北海道東部に生息するタンチョウは、1890年頃に絶滅したと思われていたが、1924年、釧路湿原のキラコタン岬(鶴居村)で少数が生き残っているのが発見された。1952年から地元の人々によって始められた給餌が成功し、現在の生息数は約1,800羽を超えるまでに回復している。湿原の北西、鶴居村には、鶴見台と鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリの2か所の給餌場がある。

保全・管理の取組

釧路湿原は面積3万haの原生林に囲まれた広大な湿原だったが、流域の経済活動の拡大にともない、湿原面積は著しく減少した。また、水位が低下、乾燥化が進み、ヨシやスゲにおおわれていた低層湿原が、一部ではハンノキ林に変化していった。このため、2003年に自然再生推進法が施行されたことを受け、関係行政機関、NGO、地域住民などによる「釧路湿原自然再生協議会」が設立され、釧路湿原再生の取組が行われている。

釧路湿原には、釧路市湿原展望台、環

境省釧路湿原野生生物保護センター、温根内ビジターセンター、細岡ビジターズラウンジ、塘路湖エコミュージアムセンター、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリなど関連する施設が複数あり、来訪者への情報提供や、観察会、講習会、イラスト展など、さまざまな活動が行われている。

また、環境省及び地元自治体で構成される「釧路湿原国立公園連絡協議会」では、釧路湿原の適正な保護及び利用の促進に係る施策の実施やビジターセンターの運営などを行っている。



④オジロワシ



⑤カヌーツアーの様子



⑥海外からの研修員の実地研修の様子

ワイズユースの取組

行政機関や教育機関、環境団体等で構成される釧路国際ウェットランドセンターでは、湿地の自然を守りつつ、その恵みを人の暮らしに活かす「湿地のワイズユース」を推進するため、フィールドツアー等の普及啓発活動を行っているほか、湿地の保全に関する調査研究活動および釧路地域での取り組みを世界各国の湿地保全に役立ててもらうため、開発途上国

を対象とした能力向上プログラムの実施などの国際協力活動を行っている。

釧路湿原では、地域の人々や団体によりさまざまなエコツアーのプログラムが行われている。プログラムには、釧路川でのカヌーによる自然観察、北海道和種馬の「ドサンコ」を活用したホーストレッキング、冬期にはタンチョウの観察、雪原での歩くスキーなどがある。

関連自治体

釧路市役所 ☎0154-23-5151／釧路町役場 ☎0154-62-2193／標茶町役場 ☎015-485-2111／鶴居村役場 ☎0154-64-2111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

釧路湿原(くしろしづげん)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 環境省(①④⑤)、鶴居村(②③)、釧路国際ウェットランドセンター(⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複写することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03